

電動キックボードに関する法改正について

2022年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）」のうち、電動キックボードに関する新しい交通方法等が2023年7月1日に施行されます。

今回のありんくりんニュースでは、電動キックボードに関する法改正の概要や関連情報をご紹介します。

これまでのルール(2023年6月30日まで)

電動キックボードとは、キックボードに電動式モーターが取り付けられた自走可能な乗り物のことをいいます。

法改正前（2023年6月30日まで）は、電動キックボードは車両に該当し、電動式モーターの定格出力が0.60キロワット以下であれば「原動機付自転車」、0.60キロワットを超える場合は「普通自動二輪車」に分類されています。

よって、原付バイクと同様、電動キックボードを運転する際は運転免許が必要となり、ヘルメットの着用、車道通行、保安基準の適合（制動装置、前照灯、後写鏡等）、ナンバープレートの取り付け、自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」）への加入が義務付けられています。また、違反行為があった場合は懲役または罰金に処せられます。



法改正でどう変わる?(2023年7月1日以降)

「原動機付自転車（以下「原付自転車」）」に該当する電動キックボードについては、「一般」、「特定小型」、「特例特定小型」の3区分に細分化され、「特定小型」と「特例特定小型」では新しい交通ルールが適用されることとなります。

具体的には、16歳以上であれば運転免許不要となり、自転車道や路側帯の通行が可能となるほか、条件を満たせば歩道通行も認められます。その他の主な変更点は下表のとおりです。（詳細は警察庁 HP [◆](#) を参照下さい）

		法改正前	法改正後(2023年7月1日以降)	
車両区分	原付自転車	原付自転車 (電動キックボード含)	原付自転車	
	原付自転車 (電動キックボード含)		一般原付自転車	特定小型原付自転車 (新設) 特定小型原付自転車 特例特定小型原付自転車
運転免許	必要	必要	不要	
速度制限 (最高速度表示灯)	法定速度 30km/h 以下	法定速度 30km/h 以下	最高速度 20km/h 以下 (緑色点灯)	最高速度 6km/h 以下 (緑色点滅)
走行場所	車道	車道	車道・ 自転車専用レーン	歩道 (自転車通行可の歩道のみ) 道路左側の路側帯 (歩行者専用路側帯を除く)
ヘルメット着用	義務	義務	任意(努力義務)	
運転者の年齢	免許証に準ずる	免許証に準ずる	16歳以上	
ナンバープレート	取付必要	取付必要	取付必要	
自賠責保険等	義務	義務	義務	
任意保険	加入推奨	加入推奨	加入推奨	

出典：警視庁「特定小型原動機付自転車（電動キックボード等について）（令和5年7月1日から）」をもとに作成

特定小型・特例特定小型原付自転車の区分

特定小型、特例特定小型原付自転車は、原付自転車のうち以下の要件を全て満たすものとなります。

要件	原付自転車		
	一般原付自転車	特定小型原付自転車	
		特定小型原付自転車	特例特定小型原付自転車
最高速度		20Km/h 以下	6Km/h 以下
定格出力		0.6kW 以下	
長さ		1.9m 以下	
幅		0.6m 以下	
最高速度表示灯	特定小型・特例特定小型原付自転車以外のもの	点灯	点滅
その他		走行中に最高速度の設定を変更できないこと	
		オートマチック・トランスミッション（A T）機構であること	
		道路運送車両法上の保安基準に適合していること	

上表の条件を満たさないものは、見た目が電動キックボードであっても一般原付自転車や自動車に該当するため運転免許が必要となります。

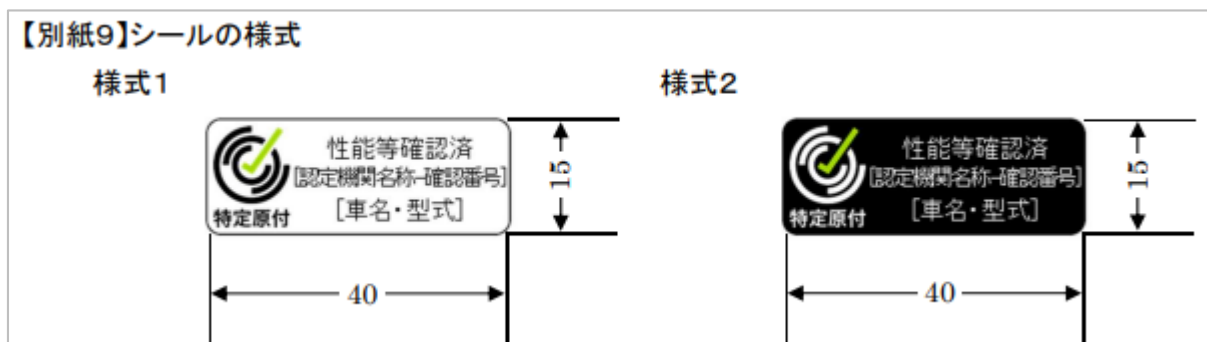
特定小型原動機付自転車の「性能等確認制度」の創設

前述の法改正を受け、2022 年 12 月に特定小型原付自転車の保安基準適合性等を確認する制度（以下「性能等確認制度」）が創設されました。

性能等確認制度では、国交省の認定を受けた民間機関が特定小型原付自転車のメーカー等からの申請に基づき、保安基準適合性等を確認します。保安基準適合性等が確認された特定小型原付自転車には、メーカー・確認機関の名称等を含む特別なシールが貼付されます。

2023 年 6 月 12 日現在、性能等確認実施機関として認定されているのは 1 機関（公益社団法人日本自動車輸送技術協会（J A T A））で、保安基準適合性等が確認された型式は 4 社、9 モデルとなっています。（保安基準適合性が確認された型式は国交省 H P（[◆](#)）より確認することが可能です。）

今後、購入を検討する際やシェアリングで利用する際には以下シールの有無を確認することをお勧めします。



出典：国交省「特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン」より

新たな規則の導入

2023年7月1日以降、特定小型原付自転車には新たな交通ルールが適用されます。交通違反をした場合、反則切符（青切符）の対象となり反則金を納付しなければなりません。今般の法改正で追加された規制は下表のとおりです。

	項目	内容	罰則
追加規則	1. 年齢制限	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満の者の運転禁止 ・16歳未満の者への提供禁止（貸す・買い与える・譲渡する） 	6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
	2. 交通反則通告制度	<ul style="list-style-type: none"> ・特定小型原付自転車の運転者による道交法の違反行為も交通反則通告制度の対象 	通告の翌日から10日以内に反則金を納付しない場合は 刑事手続等 へ移行
	3. 特定小型原動機付自転車運転講習制度	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の違反行為（17項目）を3年以内に2回以上行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずることができる制度 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 1. 信号無視 2. 通行禁止違反 3. 歩行者用道路徐行違反 4. 通行区分違反 5. 歩道徐行等義務違反 6. 路側帯進行方法違反 7. 遮断踏切立入り 8. 優先道路通行車妨害等 9. 交差点優先車妨害 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 10. 環状交差点通行車妨害等 11. 指定場所一時不停止等 12. 整備不良車両の運転 13. 酒気帯び運転等 14. 共同危険行為等 15. 安全運転義務違反 16. 携帯電話使用等 17. 妨害運転 </div> </div>	3か月以内で定められた期間内に受講しなければならない 受講時間：3時間 受講手数料：6千円 受講命令に従わない場合は 5万円 以下の罰金

出典：警察庁「特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルール等について」をもとに作成

電動キックボードに関する交通事故の発生状況

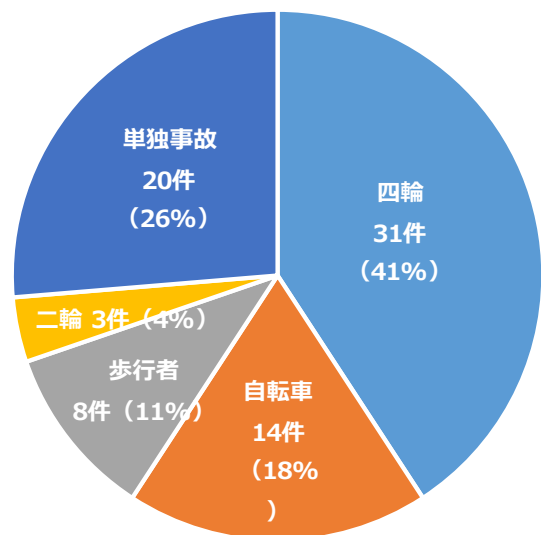
警察庁が公表している電動キックボードに関連する交通事故件数（2020年1月～2023年1月）によると、全国で76件の事故が発生し、1人が死亡、78人がけがをしています。

右グラフ「相手当事者別の事故件数」をみると、全体の74%は第三者との事故（単独事故以外）となっており、中でも四輪と自転車との事故が全体の約60%を占めていることがわかります。

都道府県別の事故件数では、最多が東京都の51件と全体の67%を占め、沖縄県でも1件の事故が報告されています。

2022年9月、東京都で全国初の電動キックボード死亡事故が発生しました。マンション駐車場で電動キックボードを運転中の男性（当時52）が車止めに衝突して転倒し、頭を強く打ち死亡しました。事故当時、男性はヘルメットを着用しておらず、またその後の調べで飲酒運転であったことが判明し、道交法違反（酒気帯び運転）で容疑者死亡のまま書類送検されました。

相手当事者別の事故件数
(2020年1月～2023年1月)



出典：警察庁「電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況」をもとに作成

関係事業者向けのガイドライン

法改正により、特定小型原付自転車の関係事業者には購入者や利用者に対する交通安全教育の実施が努力義務として課されることとなりました。これを受け、2022年2月に発足した「パーソナルモビリティ安全利用官民協議会」において、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン（以下「本ガイドライン（◆）」）」が策定され、2023年3月に公表されました。本ガイドラインの骨子は以下のとおりです。

販売事業者	シェアリング事業者	プラットフォーム提供事業者
ア.購入者に対する交通ルール等の周知	ア.利用者に対する交通ルール等の周知	ア.プラットフォームを利用する販売事業者等への働き掛け
イ.購入者の年齢確認の徹底	イ.利用者の年齢確認の徹底	イ.プラットフォームを利用する販売者への働き掛け
ウ.貸出し及び転売防止対策の実施	ウ.又貸し対策の実施	ウ.相談・連絡窓口の設置
エ.乗車用ヘルメット着用の促進	エ.乗車用ヘルメット着用の促進	エ.関係行政機関等との連携
オ.保安基準に適合した車体の販売	オ.悪質・危険運転者対策の実施	
カ.自賠償保険等の加入対策の実施	カ.放置車両対策の実施	
キ.車体の点検・整備の支援	キ.車体の点検・整備の徹底	
ク.交通事故発生時の対応	ク.交通事故発生時の対応等	
ケ.相談窓口の設置	ケ.相談・連絡窓口の設置	
コ.関係行政機関等との連携	コ.関係行政機関との連携	

<官民協議会の構成員>

- (1) 関係省庁：警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、経済産業省、国土交通省
- (2) 販売事業者：一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本電動モビリティ推進協会、大手家電流通協会
- (3) シェアリング事業者：(株)eBoard、(株)ギフテッド、マイクロモビリティ推進協議会、mile(株)
- (4) オンラインショッピングモール事業者：アマゾンジャパン合同会社、(株)メルカリ、ヤフー(株)、楽天グループ(株)

本ガイドラインでは、各関係事業者の上表ア.～コ.において「取り組むべき対策」と「追加的に実施することが望ましい対策」が示されています。

具体的には、販売事業者に対し、「オ.保安基準に適合した車体の販売」における取り組むべき対策として、「型式認定又は性能等確認を受け、保安基準に適合している旨を表示する標章等が貼付された車体のみを販売すること」が示されています。また、「カ.自賠償保険等の加入対策の実施」では「購入者が自賠償保険等の加入手続きを実施したことを確認した後、車体の引渡しを行うこと」が追加的に実施することが望ましい対策の一例として挙げられています。

シェアリング事業者に対しては、「ア.利用者に対する交通ルール等の周知」における取り組むべき対策として、「交通ルールの理解度を測るテストを実施し、又は交通ルールを理解させるための動画を視聴させ、当該テストを受けた者又は当該動画を視聴した者以外の者がサービスを利用することができないようにすること」が示されています。また、「ク.交通事故発生時の対応等」では「交通事故の発生に備え、特定小型原付自転車に係る任意保険に加入すること」が追加的に実施することが望ましい対策の一例として挙げられています。

本ガイドラインは各事業者が最低限遵守すべき事項、可能な限り実施することが望ましい事項等を示すものであり、各事業者は本ガイドラインに準拠した自主ルールを策定し、それぞれ必要な交通安全対策を講じることが求められています。

購入者として確認しておきたいこと

特定小型原付自転車を購入する場合、店頭またはインターネットを介して購入するケースが想定されます。いずれのケースにおいても、料金や性能面だけでなく次の点も確認することをお勧めします。

①購入する車体の車両区分について

前述のとおり、2023年7月1日より原付自転車に該当する電動キックボードは「一般」、「特定小型」、「特例特定小型」の3区分に細分化され、「特定小型」と「特例特定小型」では新しい交通ルールが適用されることとなります。車両区分によって運転免許の必要有無や走行できる場所などが異なります。まずは購入を検討する電動キックボードがどの車両区分に該当するのか確認しましょう。

②自主ルールまたはガイドラインの遵守状況について

前述のとおり、販売事業者とプラットフォーム提供事業者には、ガイドラインに準拠した自主ルールの策定と必要な交通安全対策の実施が求められています。販売事業者の自主ルールが確認できる場合はその内容を、確認できない場合はガイドラインの中の最低限遵守すべき事項（＝取り組むべき対策）の対応状況を確認することをお勧めします。

③任意保険の加入状況について

電動キックボードは車両区分を問わず、自賠責保険等の加入が義務付けられています。自賠責保険等は交通事故の被害者救済を目的とした国の強制保険で、事故の相手側に身体的損害（ケガ、後遺障害、死亡）を生じさせた場合に保険金が支払われます。前述のとおり、電動キックボードに関連する交通事故を相手当事者別でみた場合、約60%は四輪や自転車、約26%は単独事故となっていますが、自賠責保険等では物の損壊や単独事故による運転者自身のケガなどは補償されません。また、自賠責保険等の補償額は被害者1名につき死亡時3,000万円が限度となっていますが、近年、自転車による交通事故で加害者へ9,000万円を超える高額賠償判例も出ており、電動キックボードでもこのような高額な損害賠償事故に備える必要があります。物を損壊させた場合や自賠責保険の補償額を超える損害賠償への備えとして、任意保険と言われる自動車保険があります。電動キックボードによる交通事故については、この自動車保険や自動車保険にセットで付ける特約等で補償できる場合もあります。ご自身の保険加入状況を確認するとともに、不明な点がある場合は保険会社または損害保険代理店へご照会ください。

利用者として留意すること

①電動キックボードの交通ルールを正しく理解する

これまで述べてきたとおり、法改正を受け原付自転車に該当する電動キックボードのうち、「特定小型」と「特例特定小型」には新しい交通ルールが適用されます。新たな交通ルール等は警察庁ホームページ（[◆](#)）で確認できます。電動キックボードを初めて利用する方は、利用前に新しい交通ルールを確認し理解したうえで乗車するようにしましょう。

②ヘルメットの着用について

法改正により、「特定小型」と「特例特定小型」ではヘルメット着用が努力義務となりました。

一方、改正道交法の施行により2023年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。これは、自転車乗車中の交通事故で死亡した人の約60%が頭部に致命傷を負っていたこと、ヘルメットを着用していなかった人の致死率が着用していた人と比べて約2.1倍高くなっている（2018～2022年警察庁統計データより）ことを踏まえた措置です。このことから、交通事故の被害を軽減するために頭部を守ることが重要であることがわかります。命を守るために、電動キックボードを利用する際は必ずヘルメットを着用するようにしましょう。

【参考】アルテアエンジニアリング社（本社：米国）のシミュレーション（ヘルメットなし、15km/hで走行し転倒）

☞ 地面衝突直前のスピードは22km/h以上で約2mから自由落下することと同じ

☞ 脳への衝撃は硬式野球ボールが時速140kmで直撃することと同じ



③任意保険への加入について

購入し利用する場合は前述のとおりですので、ここではシェアリングサービスを利用するケースについて触れたいと思います。県内でも複数の事業者がシェアリングサービスを展開していますが、インターネット上の各社サイトをみると自賠責保険のみ加入している事業者もあれば、自賠責＋任意保険に加入している事業者もあり、事業者によって保険の対応状況は異なっています。シェアリングサービスを利用する際は、当該事業者の保険加入状況や補償内容を確認するとともに、必要に応じて自身で任意保険に加入し万が一に備えることをお勧めします。

ドライバーとして留意すること

電動キックボードは、一般的な自転車と比べて車体・車輪が小さいため、わずかな段差（例：マンホールの蓋など）にもつまずきやすく転倒する可能性がある乗り物であることを理解しておく必要があります。また、シェアリングサービス利用者の中には国内外の観光客がいることも念頭に入れ、国内・県内の交通情勢や地理に詳しくない人が電動キックボードを運転しているケースも想定しておく必要があります。その他、自転車や二輪車と同様に、左折時の巻き込みに注意することや電動キックボードの側を通行する際はできるだけ車間距離をとるなど、日ごろから心掛けている安全運転を実践しましょう。

企業や学校等における対応

通勤、通学での利用希望者に対する対応が考えられます。法改正により、2023年7月以降、特定小型原付は運転免許を取得していなくても運転可となるため、特に高校では生徒の通学時利用について一定のルールを取り決める必要があると思われます。企業においても、マイカー通勤を認めている場合はマイカーの定義に特定小型原付を含めるのかや、その際の運用ルール（例：ヘルメット着用の必須化、任意保険証券写しの提出、など）などを検討する必要があると思われます。また、企業によっては、その利便性の高さを買って業務利用を検討する会社もあると思われますが、導入にあたっては従業員に対する交通安全教育や想定される各種リスクへの対策など、安全運転管理者等を中心とした管理態勢の整備等が必要になると考えられます。

まとめ

今般の法改正により、特定小型原付自転車に該当する電動キックボードは、幅広い年代での手軽な移動手段として普及することが見込まれる一方、交通事故・違反の増加が懸念されています。実際、欧米では手軽な移動手段として2017年頃から急速に普及し始めたものの、近年は事故の増加や不適切な駐車等が問題となり規制強化の動きが出始めています。多様な利用者や様々な交通主体が利用する道路において、利便性を維持しながら安全性も確保していくためには、道路利用者それぞれが守るべき交通ルールを正しく理解し、遵守することが肝要です。皆で交通ルールを守り、あんしん・あんな交通安全にしていきましょう。

参考文献

警察庁「特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルール等について」(◆)

国土交通省「特定小型原動機付自転車について」(◆)

警察庁「電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況」(◆)

警察庁「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」(◆)

産経新聞（ウェブニュース）〈独自〉電動キックボード初の死亡事故 酒気帯び疑いで書類送検 警視庁（2023年5月11日）

警察庁「頭部の保護が重要です～自転車用ヘルメットと頭部保護帽～」(◆)

Response「判明！電動キックボードで事故ると、頭部に140km/h 硬球直撃なみの衝撃」

業務部 リスクマネジメント アドバイザー
宮城 和美